

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(脱炭素技術等による工場・事業場の省 CO2 化加速事業 (SHIFT 事業) (省 CO2 型システムへの改修支
援事業・DX 型 CO2 削減対策実行支援事業)) 交付規程

2025 年 5 月 7 日 温審協 A 第 250507001 号
一般社団法人 温室効果ガス審査協会 制定

(通則)

第 1 条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業 (SHIFT事業))の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業 (SHIFT事業))交付要綱(令和7年2月25日付け環地温発第2502252号。以下「交付要綱」という。)及び脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業 (SHIFT事業)実施要領(令和7年2月25日付け環地温発第2502252号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人 温室効果ガス審査協会 (以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、次の各号のいずれかにより申請するものとする。

一 2者以上の事業者のうち、代表者が補助金を申請し、代表者を交付の対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

二 2者以上の事業者が共同で補助金を申請し、それぞれを交付の対象者とする。この場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者が本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合がある。

- 4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 5 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
- 6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間、及び補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機器及び器具、並びにその他大臣が定める財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたとき（事務代行者がいる場合はその名称、住所又は連絡先の変更が生じた場合も含む）は、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、

補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には協会が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示が

あった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

- 2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 3 協会が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

- 第10条 協会は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣又は協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、

その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 協会は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払）

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

- 第14条 協会は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別添暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 協会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されていると

きは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 協会は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 4 第2に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第16による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度から3年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（電磁的方法による申請）

- 第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、及び取得財産管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。
- 2 協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
 - 3 協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行えないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は協会が定める方法で手続きを行うことができる。

（秘密の保持）

第18条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事

業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年5月7日から施行する。
- 2 継続事業については、本交付規程・様式を適用することとする。ただし、継続事業に係る補助対象経費、基準額、交付額の算定方式及び補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項については、従前の交付規程のとおりとする。

別表第 1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
省 CO2 型システムへの改修支援事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	1／3 以内 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に 3 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 1 億円を超えた場合は、1 億円を上限とする。（CO2 排出量を 4, 000t-CO2/年以上削減する場合、5 億円を上限とする。）
DX 型 CO2 削減対策実行支援事業	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	3／4 以内 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 2 欄に掲げる補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、4 分の 3 を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 2 0 0 万円を超えた場合は、2 0 0 万円を上限とする。

注 1 設備導入以外の対策を 3 つ以上検討すること。

注 2 設備導入以外の複数の対策を実行に移していること

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、

事務費	事務費		製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
			事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。
			事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5, 0 0 0 万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5, 0 0 0 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具

		費		類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
--	--	---	--	--

別紙 1（第 3 条関係）省 CO2 型システムへの改修支援事業

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

- (1) 工場・事業場における基準年度排出量が 50t-CO2 以上であること。
- (2) 工場又は事業場において、工場・事業場単位で CO2 排出量を 15%以上削減または主要なシステム系統で CO2 排出量を 30%以上削減する CO2 削減計画に基づく電化・燃料転換・熱回収等の省 CO2 型システムへの改修を行う事業であること。
- (3) 基準年度排出量を公募要領に別途定める様式（CO2 排出量計算書）により算定できること。
- (4) (2) の電化・燃料転換・熱回収等による CO2 削減効果及びランニングコスト削減効果が定量的に把握可能であること。
- (5) 補助事業の投資回収年数が 3 年以上であること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、直近 2 期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が 2 期連続でマイナス）がなく、適切な管理体制及び処理能力を有する者とする。

- (1) 民間企業（個人、個人事業主を除く）
- (2) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成十五年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- (6) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- (7) 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- (8) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (9) その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者
- (10) 地方公共団体（(1) から (9) のいずれかと共同申請者であつて、(1) から (9) のいずれかと建物を共同所有する場合に限る。）

3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産等は、第 8 条第 1 項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4 報告書の提出、二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、実施要領第 4 の定めに従い、補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から 3 年間、毎年度、当該補助事業による過去 1 年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を環境省が指

定するものに提出しなければならない。また、補助事業が３月３０日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の３月３１日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の４月３０日までに環境省が指定する者に提出しなければならない。

５ 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

別紙 1（第 3 条関係）DX 型 CO2 削減対策実行支援事業

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

- （１）年間 CO2 排出量が 50t-CO2 以上 3,000t-CO2 未満の工場・事業場を保有する中小企業等が、DX システムを活用した認定外部支援機関による CO2 排出量削減余地診断を受診し、診断結果に基づく CO2 削減計画の策定・実践の支援を受ける事業であること。
- （２）事業実施後、設備導入以外の CO2 削減対策を 3 つ以上検討し、またその内複数の対策を実践するものとする。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者のうち、直近 2 期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が 2 期連続でマイナス）がなく、適切な管理体制及び処理能力を有する者とする。

- （１）中小企業基本法第 2 条に定義される中小企業者（個人、個人事業主を除く）
- （２）独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- （３）地方独立行政法人法（平成十五年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- （４）国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- （５）社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- （６）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
- （７）特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- （８）一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- （９）その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者
- （10）地方公共団体（（１）から（９）のいずれかと共同申請者であって、（１）から（９）のいずれかと建物を共同所有する場合に限る。）

3 報告書の提出、二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、実施要領第 4 の定めに従い、補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から 3 年間、毎年度、当該補助事業による過去 1 年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を環境省が指定するものに提出しなければならない。また、補助事業が 3 月 30 日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の 3 月 31 日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の 4 月 30 日までに環境省が指定する者に提出しなければならない。

4 複数年事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。